

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

宝くじと税金

Q : 私は年末ジャンボ宝くじを50枚買い、幸運にも1千万円が当たりました。思いがけないお金が手に入って喜んでいるのですが、税金がかかるのでしょうか。

A : 税金はかかりません。

【解説】

宝くじの当せん金は、その性質からいえば一時所得に分類されるものですが、「当せん金付証券法」という特別の法律により、その当せん金品は非課税とされています。

ところで、1人で宝くじを買ってもなかなか当たらないことから、共同出資でグループ買いするケースも多いと思います。この場合には、贈与税がかかることがありますので注意が必要です。

たとえば、共同出資で買った宝くじの当せん金を、代表者だけの名前で受け取り、それを後で全員に分配したような場合、その分配金でマイホームを買った人がいれば、税務署から資金の出所を聞かれたときに宝くじが当たったといっても、銀行の当せん者名簿には代表者の名前しか記入されていないため、贈与税が課税されることになるわけです。

グループ買いをする場合には、あらかじめ各人の出資額や配分率などを取り決めた契約書を作っておきましょう。また、高額な当せん金を受け取る時は銀行から住民票の提出を求められますが、そのときは必ずグループ全員の住民票と各人それぞれの分配金額を申し出ることが必要です。

